

## オウム真理教犯罪被害者救済法の施行状況等について

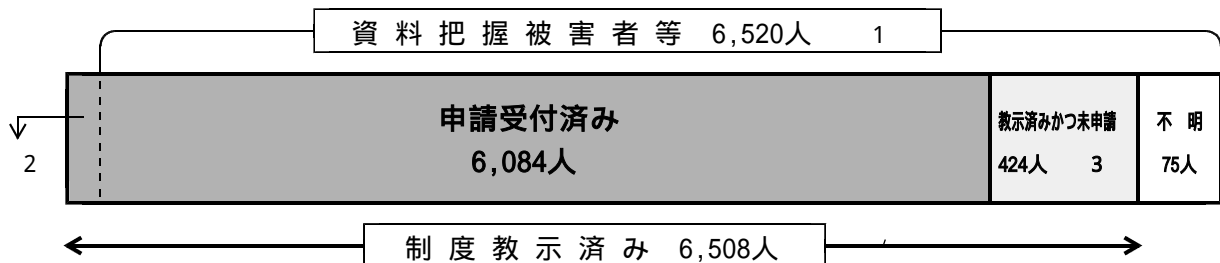
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年第80号）は、平成20年12月18日から施行されたところ、原則的な申請期限である平成22年12月17日終了時点における状況等は、以下のとおり。

### 1 概要

把握被害者等の約99%（6,508人）に対し、個別通知等により制度教示済み。

把握被害者等の約92%（6,084人）から申請を受け付け、申請済み被害者等の約96%（5,857人）に対して総額約28億640万円の給付金を支給済み。

制度未教示の所在不明被害者等については、75人であった。



- 1 公務所等から提供を受けた記録に基づき作成した被害者に関する資料（以下「資料」という。）により把握されている被害者等。
- 2 資料では把握されていない申請者63人。
- 3 うち申請意思のないことが確認できた被害者394人。

### 2 被害類型別申請・裁定・支給状況

被害類型(給付額)	申請	裁定	支給	支給額(約)	資料把握人数	
死亡 (2,000万円)	25件	25件	25件	50,000万円	25人	
障害	要介護(3,000万円)	6件	5件	5件	15,000万円	3人
	重度(2,000万円)	5件	1件	1件	2,000万円	1人
	その他(500万円)	125件	104件	100件	50,000万円	15人
傷病	重傷病(100万円)	1,258件	1,195件	1,184件	118,200万円	1,397人
	その他(10万円)	4,667件	4,598件	4,544件	45,440万円	5,079人
合計	6,086件	*5,933件	5,859件	280,640万円	6,520人	

「資料把握人数」は、資料により把握されている被害者の被害類型別の人数。

\* 裁定の合計には、不支給5件を含む。

・ 申請、裁定、支給については、それぞれ同一被害者の遺族申請3件を含む。

### 3 オウム真理教犯罪被害者等の反響等

「引越しを数回しているところ、現住所をよく調査して、自宅に来て丁寧に教示していただいた。警察からの働き掛けがなければ、知らないままになっていたか、あるいは諦めて申請しなかったかもしれない」

「海外に在住しているのにもかかわらず、親身になって対応していただいた」

「給付金によって国から長年の娘の苦しみを理解したもらったような感じで、事件について一区切りがついた思いがする。救われた思いがする」

「被害にあった息子がなぜ長年苦しんでいるか親としては理解できなかったが、警察庁からのお知らせがきて、それを医師に説明したところ、治療方法がわかり、少し改善した」